

5月15日(日)は神崎町長選挙の投票日です

**適正な選挙の執行を!!
町選挙管理委員会委員決まる**

投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

- 平成8年5月16日までに生まれた方
- 平成28年2月9日までに登録され、引き続き投票

不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院（入所）している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

身体に障害のある方は郵便による投票を

①身体障害者手帳を持つている方
②郵便による不在者投票であります。

・両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の方
・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害ができます。

開票

午後8時45分～

神崎ふれあいプラザ

旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

- 期日前投票所
役場1階小会議室
- ※投票所入場券をご持参下さい。

・免疫の障害が1級から3級までの方
・戦傷病者手帳を持つている方
・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症まで

の方

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症までの方

・介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方

・郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」の交付申請をしてください。

※郵便投票証明書（7年間有効）の交付をすでに受けている方は、投票用紙の交付の申請をしてください。



委員長職務代理
高柳 力三
(神崎本宿)



委員長
竿伸一
(神崎神宿)



委員
久保田 有信
(神崎本宿)



委員
山中 章光
(四季の丘)

○選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会
(☎721-1111 内線(211))まで。

- 投票日に用事がある方は
期日前投票を
- 投票期間
5月11日(水)～5月14日(土)
の毎日
- 投票時間
午前8時30分～午後8時
- 投票できる方
投票日に、仕事や買い物、

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障

害が1級または3級までの方
・免疫の障害が1級から3級までの方
・戦傷病者手帳を持つている方
・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症まで
の方
・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症までの方
・介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方
・郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」の交付申請をしてください。
※郵便投票証明書（7年間有効）の交付をすでに受けている方は、投票用紙の交付の申請をしてください。

また、4月6日に初めて

新たに次の方々が選出されましたのでお知らせいたします。

月6日から平成32年4月5日までとなります。

15日開催の神崎町議会にて、

員が任期満了に伴い、3月

員長職務代理に高柳力三氏

を選出しました。

なお、任期は平成28年4

月6日から平成32年4月5日までとなります。